

# 四 国 B.M.C.

## 会 則

<名称及び組織>

### 第1章 総 則

第1条 本会は四国B.M.C.〔四国 Banquet Manager's Conference (略称「四国 B.M.C.」) 以下「本会」という〕と称し、その目的、事業に賛同する四国地区の会員をもって構成する。

<目  
的>

第2条 本会は、会員の料飲 (Food & Beverage) に関するあらゆる分野にわたる情報及び資料を収集、分析しその交換を通じて業界の発展に努めるとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

<事  
業>

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 料飲関係に必要と思われる情報及び資料を収集、分析し会員へ提供する
2. 料飲担当者の資質向上を目的とした研究会及び講習会の実施
3. 会員相互の親睦を図るための催事の開催
4. その他本会の目的を達成するために必要な諸事業

<事業年度>

第4条 本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。<事務局>

第5条 本会の事務局を正会員施設内に置き、会の事務を取り扱う。

## 第2章

### 会員及び会費

<会

員>

第6条

本会の会員は次のとおりとする。

#### 1、正会員

四国地区を中心とする料飲宴会業務に携わる企業、団体

料飲関係企業、又は団体に所属する者で会員の推薦したもの

#### 2、賛助会員

#### 3、個人会員

<入

会>

四国 B.M.C. における元役員及びその目的、事業活動に賛同する料飲業務

従事者

第7条 本会に入会を希望するものは、正会員の推薦により、総会において出席正会員の

過半数の承認を受けなければならない。

<退

会>

第8条

本会を退会する場合は、その旨を書面にて事務局へ届出て役員会にて承認を受けなければならない。

<会

費>

第9条 会員は本会運営のため、次の費用を年度初めに納めなければならない。また、既納

の会費は一切返還しない。

1. 正会員 年会費 48,000円
2. 賛助会員 年会費 12,000 円
3. 個人会員 年会費 6,000円
4. 臨時会費 年会費以外に役員会が必要と認めた会費

<会費の改定>

第10条 諸般の事情により会費の改定を行う場合は、総会において出席正会員の過半数の承認を受けなければならない。

<役

員>

### 第3章 役員及び任期

第11条 本会の役員は正会員より選出し、次のとおり役員を置く

会長

1名

副会長

1名

事務局長

1名

会計

1名

# 名 名

会計監査

1名

顧問 若干名

<選任>

第12条 本会の役員は総会において出席正会員の過半数の承認を持って選任される。

<職務>

第13条 本会の役員の職務は次の通りとする。

1. 会長 会長は本会を代表し会の業務を統轄する。
2. 副会長 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長 事務局長は会長及び副会長を補佐し、本会の業務を処理する。
4. 会計 会計は本会の経理・会計及び金銭出納業務を処理する
5. 会計監査 会計監査は会計全般の監査を行う
6. 顧問 顧問は本会の重要事項に対し会長の諮問に答える。

<任期>

第14条 本会の役員任期は2年とし再選を妨げない。任期中に欠員が生じた場合は役員会において選任し、その任期は他の役員の残任期間とする。

## 第4章 会議

<総会>

第15条 総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。  
総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。

総会の付議事項>

第16条 次の事項は総会に提案し出席正会員の過半数の承認を得なければならない

1. 事業計画及び収支予算

- 2.事業報告及び収支決算
3. 役員を選任
- 4.新入会員の承認
- 5.その他役員会において必要と認めた事項

<役員会>

第17条 役員会は毎事業年度内に2回以上会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

<役員会の付議事項>

第18条 役員会に付議する事項は次の通りとする。

1. 総会に付議する事項
2. 総会の決議事項の執行に関する事項
3. 本会の事業運営に関する事項
4. 退会者の承認
- 5.その他必要と認める事項

<定例会>

第19条 本会は第3条の事業を行うため年4回の定例会を開催し、議長は事務局長がこれにあたる。

<臨時に開催する諸会>

第20条 会長が必要と認めた場合もしくは役員会及び正会員の過半数の要請があったとき会長が招集する。

会計年度>

第5章

計

第21条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

<監査>

第22条 会計は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に収支決算を行い、会計監査の監査を受ける

こと。

<報

告>

第23条 会計は総会において収支決算を報告し、出席正会員の過半数の承認を受けなければならない。

<疑

義>

## 第6章 付則

第24条 本会会則に関する疑義並びに運用の細目については、役員会の決議により処理する。<施行>

第25条 この会則は平成29年2月23日から施行する。